

# 小美玉市立旧上吉影小学校跡地利活用に関する 民間提案制度募集要項

令和7年2月

## 目 次

1. 事業者募集の趣旨	1
2. 本募集要項の位置づけ	1
3. 「小美玉市公共施設等に関する民間提案制度」の概要	1
4. 施設概要	2
5. 提案の条件	7
6. 参加資格	9
7. 提案の応募	10
8. 提案の方法	11
9. 提案の審査方法	13
10. 失格要件	15
11. 審査後の流れ	15
12. その他	15

### 問合せ先（事務局）

小美玉市役所 総務部 行革デジタル推進課

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835 番地

TEL：0299-48-1111（内線番号 1283） FAX：0299-48-1199

e-mail:gyosei@city.omitama.lg.jp

## 1. 事業者募集の趣旨

小美玉市立旧上吉影小学校(以下「本物件」という。)は、50 余年にわたり多数の卒業生を送り出しましたが、野田小学校、下吉影小学校、小川北中学校との統合による小中一貫の義務教育学校「小川北義務教育学校」の設立に伴い、令和4年3月に閉校いたしました。

また、小美玉市では、長期的な視点で更新や統廃合などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置を図るため、令和3年3月に「小美玉市公共施設等総合管理計画改訂版」と「小美玉市公共施設建築物系個別施設計画」を策定しました。これらの計画では、今後も安定した住民サービスを提供するため、公共施設等の跡地や遊休地を売却、賃借等を行い、資産の長期的かつ安定的な運用を行うこととしており、公共施設等の統廃合後の跡地等、未利用公有財産の有効活用が課題となっております。

本物件の廃校後の有効活用について、検討を重ねてまいりましたが、人口減少時代を迎え、市財政が厳しいなか、長期的に安定した財政投資が困難であるとの結論に至り、公有財産の有効活用のため、本物件を利活用する民間事業者を募集します。

## 2. 本募集要項の位置づけ

本募集要項は、本物件において事業を実施する事業者を選定するため必要となる事項を定めたものであり、参加を希望する事業者は、本募集要項に基づき応募書類等を提出することとします。

また、事業者の決定に関しては、市が設置する「小美玉市公共施設等に関する民間提案審査委員会」(以下「審査委員会」という。)により、最も優れた提案を行った者を最優秀提案者とします。最優秀提案者は、提案内容に基づき地域住民への事業説明会等を実施し、それらの意見を踏まえ、市と事業内容の協議を経て随意契約を締結することとします。ただし、協議が成立した場合でも、当該提案が議会で承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合には事業化されません。

## 3. 「小美玉市公共施設等に関する民間提案制度」の概要

国は、公共施設の活用に民間のアイデアを取り入れるため、平成23年度に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)を改正し、民間事業者が施設整備や運営を提案できる「民間提案制度」を導入しました。この制度は、民間による新しい事業提案を促し、提案の検討と結果通知を義務化しています。しかし、手続きが複雑で、利用しづらい面があるため、本市では独自に「小美玉市公共施設等に関する民間提案制度」を設け、実施いたします。この制度は、未利用公有財産の有効活用を目的とし、地域振興や市民サービス向上、財政負担の軽減につながるアイデアを民間から募集し、選定された提案に基づき財産を譲渡・貸付するものです。提案内容は知的財産として保護され、提案者の権利やノウハウに配慮します。

## 4. 施設概要

### (1) 施設名称及び所在地

- ①施設名称 小美玉市立旧上吉影小学校
- ②所在地 小美玉市飯前 1376 番 16

### (2) 施設の概要

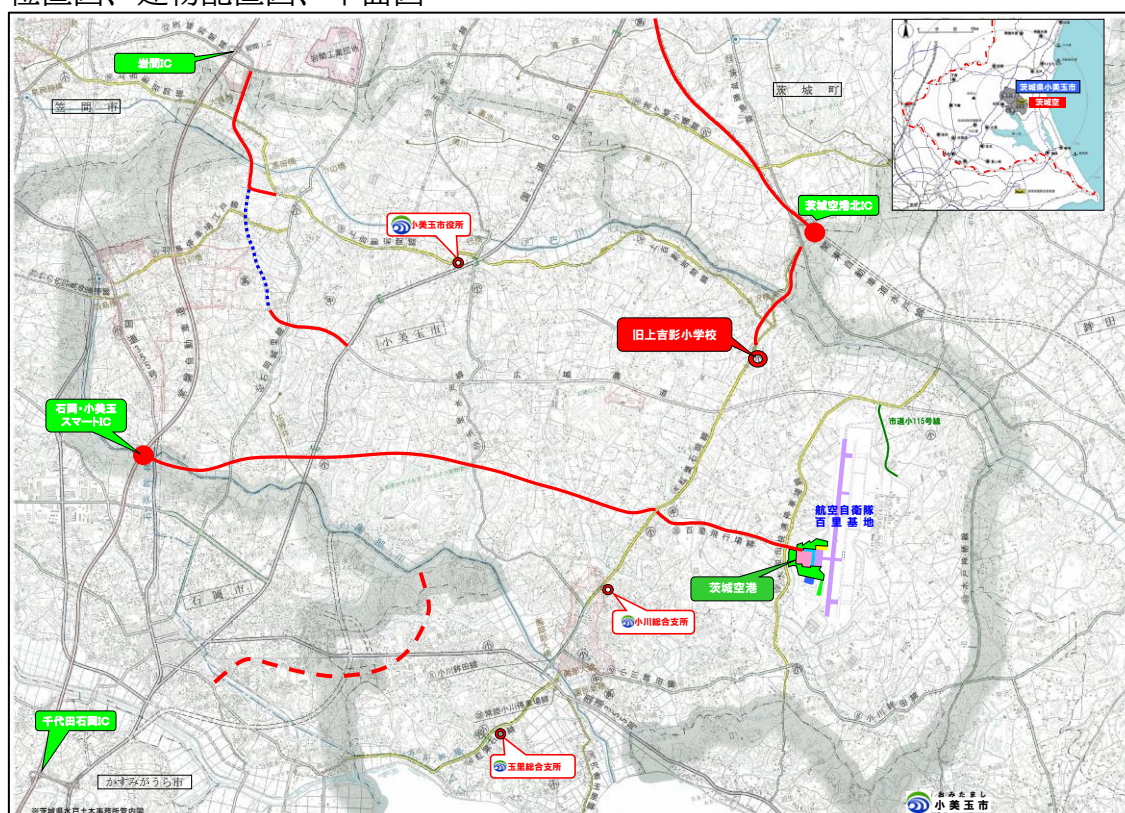
- ①敷地面積：18,983 m<sup>2</sup>（公簿面積）
- ②都市計画区域区分：非線引都市計画区域
- ③用途地域：指定なし（指定建ぺい率：60%、指定容積率：200%）
- ④西側県道（幅員約 10m）に接道

### (3) 主要建築物

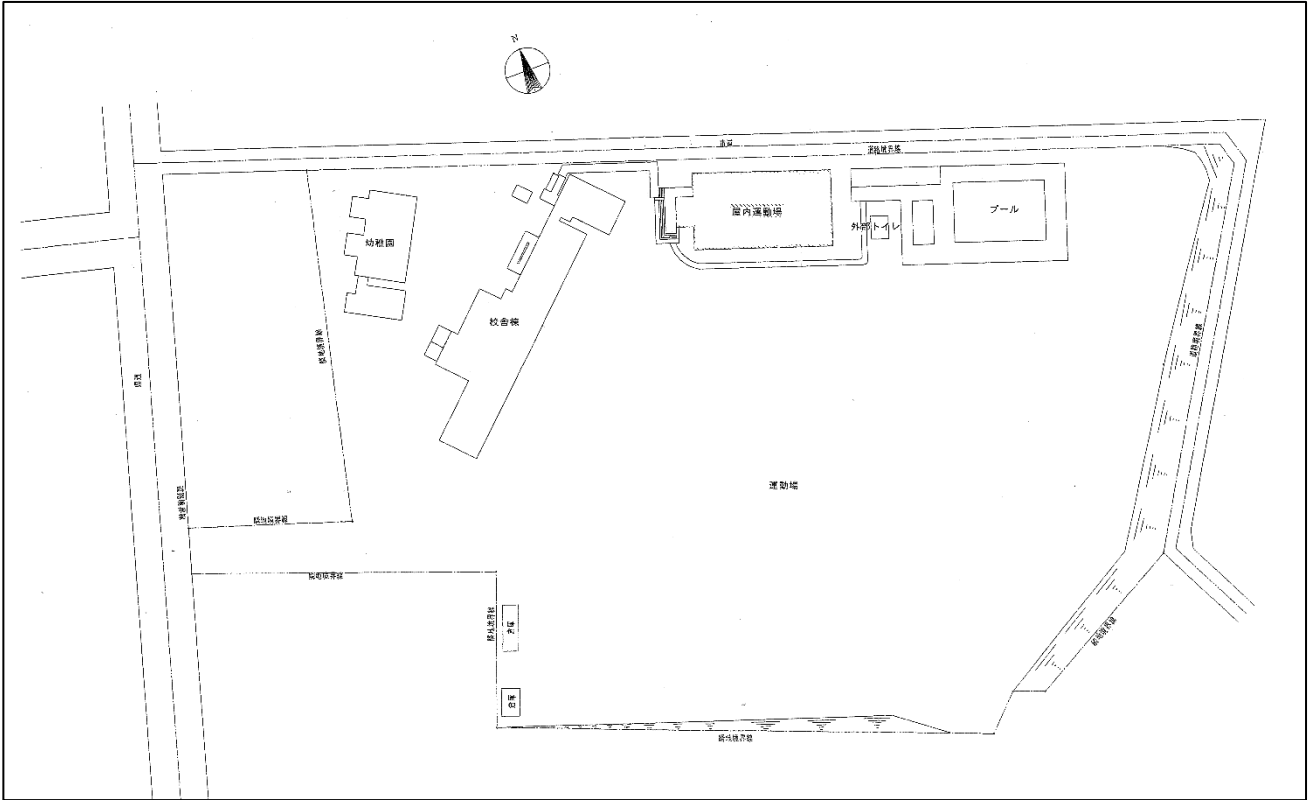
建物種類	構造・階	建物面積(公簿面積)	建築年度	耐震性能	備考
校舎-1	RC 造 4 階	1 階:778.95 m <sup>2</sup> 2 階:718.48 m <sup>2</sup>	S41 年	補強済	H21・22 耐震工事
校舎-2		3 階:713.12 m <sup>2</sup> 4 階: 84.15 m <sup>2</sup>	S57 年	新耐震基準	校舎増築分
体育館	S 造 2 階	1 階:496.86 m <sup>2</sup> 2 階: 76.59 m <sup>2</sup>	S49 年	補強済	H22 耐震工事
幼稚園舎	RC 造平屋	307.86 m <sup>2</sup>	S44 年	旧耐震	未診断
プール	25m×15m		S51 年	-	-

※土地、建物面積が実際の面積とは一致しない可能性があります。

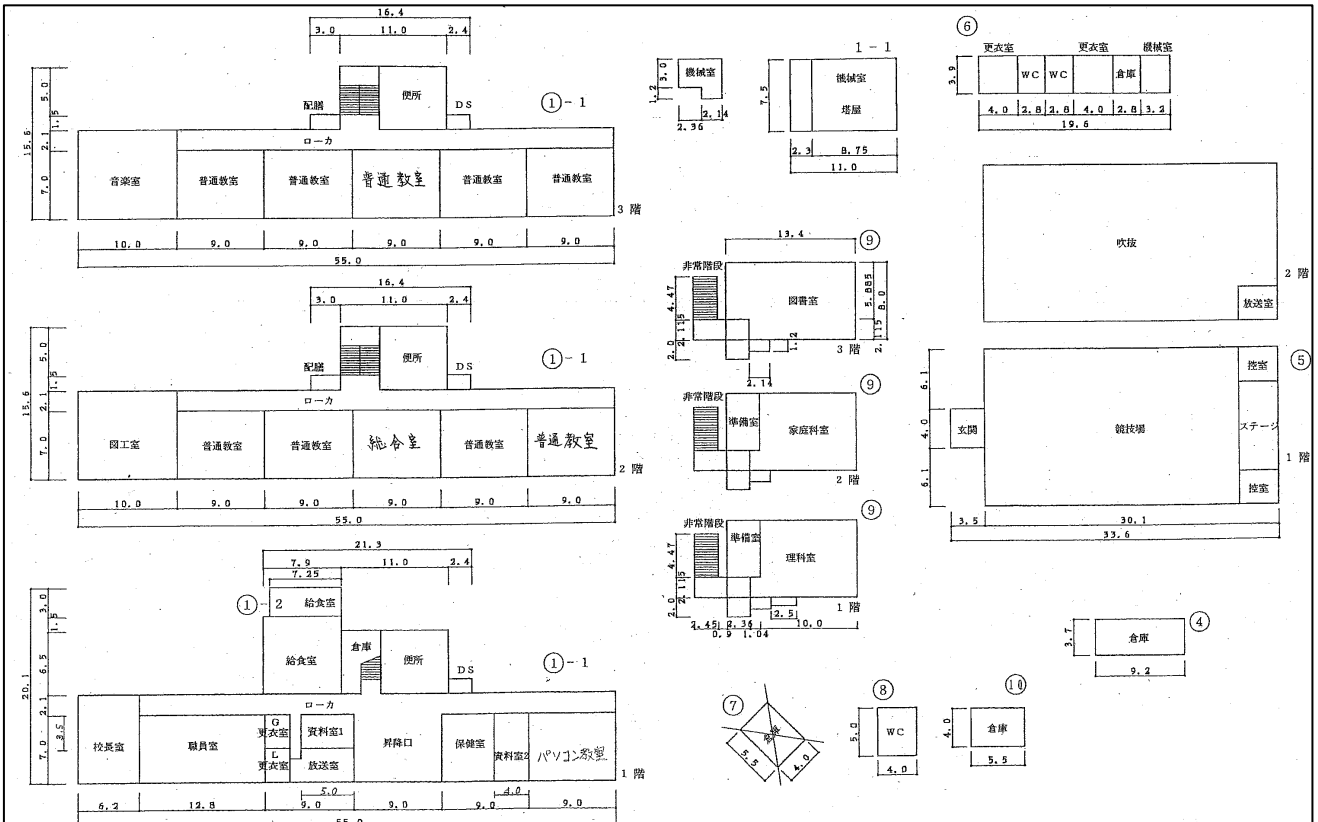
### (4) 位置図、建物配置図、平面図



# 建物配置図



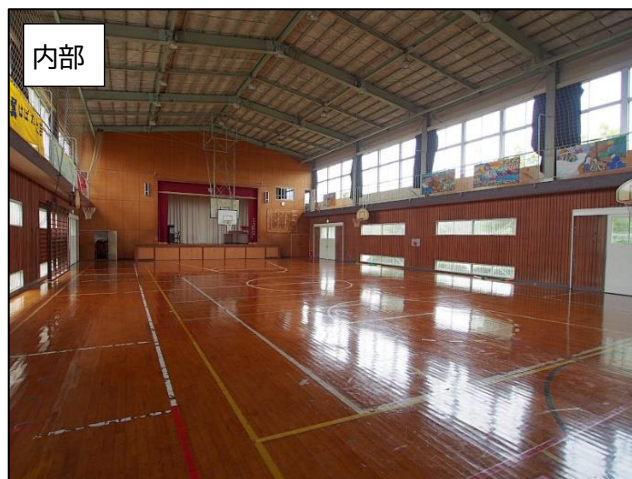
# 校舎・体育館平面図



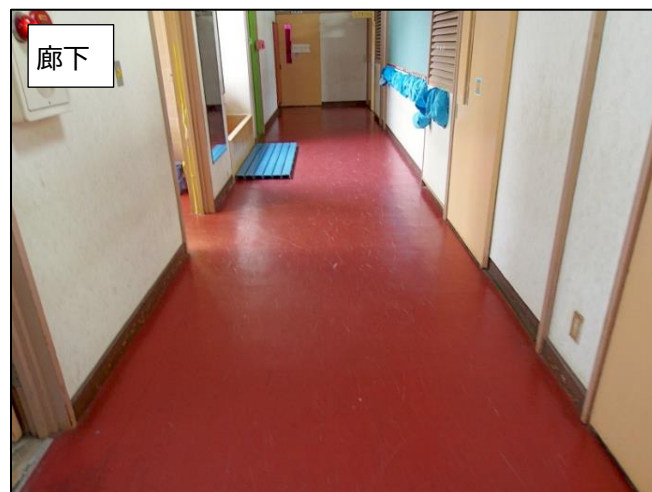




## ②体育館



## ③幼稚園



## (6) 主要設備

分類	設置状況・規格等	動作確認	備考
電気設備	高圧電力	不明	
上水道	受水槽FRP15.0 m <sup>3</sup>	不明	
排水設備	農業集落排水	不明	
ガス	プロパンガス	撤去済	
消防設備	消火器 (有) 屋内消火栓設備 (有) 自動火災報知設備 (有) ガス漏れ警報設備 (無) 非常放送設備 (有) 誘導灯 (有)	不明	消火器使用期限切れの可能性有
通信設備	電話回線 (有) FAX回線 (有) TV回線 (有)	不明	

※令和4年3月より、主要設備の使用実績はありません。

※電気設備、給排水設備等が老朽化しており、現状のまま使用できない可能性があります。

※各設備については、関係法令に基づき事業者の責任により、再利用・改修・新設等を行っていただきます。

## (7) 建築物等に関する特記事項

- ①本物件内のアスベスト(石綿)について、簡易調査の結果、校舎の一部建材にアスベストが含有していることが判明しました。建物の改修、解体等を行う場合は、関係法令に基づき、買受事業者の責任において調査を実施し、必要に応じて、適切に処分を行ってください。
- ②本物件内のPCB含有機器等について、本市調査に基づき、撤去済となっておりますが、契約締結後に発見された場合においては、関係法令に基づき、買受事業者の責任において適切に処分を行ってください。
- ③土壤汚染調査、地盤調査、地下埋設物の調査等は未実施です。提案事業を実施するにあたり必要な調査及び処置については、全て買受事業者の責任において実施してください。
- ④幼稚園舎について、旧耐震基準の建物となりますので、耐震工事を行ったうえで使用してください。
- ⑤本物件は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当しておりませんが、新たに開発行為を行う場合は事前に下記まで確認してください。  
※事前相談・問合せ先:小美玉市教育委員会生涯学習センターコスモス(0299-26-9111)
- ⑥排水設備について、農業集落排水に接続済みですが、使用用途によっては利用できない場合がありますので、事前に下記まで確認してください。  
※事前相談・問合せ先:小美玉市都市建設部下水道課(0299-48-1111)
- ⑦使用用途によっては建築基準法第12条第1項に基づく特定建築物定期報告が必要になる場合がありますので、事前に下記まで確認してください。  
※事前相談・問合せ先:茨城県土木部都市局建築指導課県央建築指導室(029-301-4784)



## (8) 施設利用状況

- ①校舎 利用あり（茨城県警察の訓練所）
  - ②運動場 利用なし（公共工事における残土あり）
  - ③体育館 利用なし（学校用備品を収納）
  - ④幼稚園舎 利用なし
  - ④その他敷地 利用あり（スクールバス停留所、雨量計等機器、地区コミュニティ備品倉庫）
- ※選挙時の投票所には指定されていません。

## 5. 提案の条件

譲渡及び貸付条件の詳細は、審査委員会による選定後、市と提案者が協議の上決定します。  
なお、基本的な市の考え方は以下のとおりです。

- (1) 提案者が、施設整備及び維持管理計画を立案し、自らの資金により事業運営を行う提案であることとします。
- (2) 事業分野に制限は設けませんが、令和6年3月に策定した「小美玉市新まちづくり構想～新たな交流を目指して～」を踏まえたうえで、地域産業の振興や移住定住、雇用創出、地域活性化又は住民生活の向上に繋がる継続性が高く、公序良俗に反しないものとしします。
- (3) 市が業務委託を行う事業等は除きます。
- (4) 財産条件  
建物：無償譲渡                  土地：有償貸付  
※貸付面積に応じて、小美玉市行政財産の使用料徴収条例（平成18年条例第56号）に準じて貸付金額を定めます。

### 【留意点】

- ①施設内に残置してある物品も含め、現状での引き渡しとします。
- ②土地に付属する定着物、市と協議後、事業者の負担により取壊しも可能です。
- ③建物及び敷地全体の管理を行い、建物等の解体、更新、増築又は改築等を行う場合は、事前に市と協議を行い、その費用は事業者の負担となります。
- ④新築、増築、改築等により有益費が発生した場合において、市への償還請求や建物買取請求、造作買取請求は出来ません。
- ⑤敷地内の記念碑や記念樹等は、敷地内へ残すこととします。なお、移設する場合は、市との協議を行い、その移設費用は事業者の負担となります。
- ⑥施設整備においては、建築基準法や消防法等の関連法令・条例等を遵守し、改修等のために必要な各種法令等に基づく届出は、事業者が行っていただきます。
- ⑦貸付物件について契約不適合部分の存在が明らかになった場合でも、市は貸主としての契約不適合責任を負いません。

#### (5) 地域住民への配慮

- ①最優秀提案者に選定された提案者は、地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催し、地域住民の意見等を聴取した上で、可能な限り事業計画への反映に努めてください。
- ②地域住民との交流や連携を大切に、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への影響に配慮してください。

#### (6) 用途指定期間

本物件の所有権移転日から起算して10年間（以下「用途指定期間」という。）は事業提案書等に記載した内容に従い、本物件を利用しなければなりません。なお、事業を実施するうえで提案内容を変更する必要がある場合は、必ず事前に本市と協議し承諾を得てください。これに反した場合には、契約を解除し原状に回復したのち、本市に返還しなければなりません。ただし、市の許可を得て行った改修等の工事に関して、市は原状回復を要求しません。

#### (7) 譲渡等の禁止

用途指定期間内に、本物件の所有権、地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転はできません。ただし、やむを得ない事由により事前に本市の承諾を得た場合は、この限りではありません。

#### (8) 費用負担

次に掲げる費用は、買受事業者の負担とします。

- ①本物件に係る提案及び契約に関する費用
  - ②本物件の所有権移転登記に要する費用（登録免許税等）
  - ③本物件の新築、増築、改築等に係る工事や用途変更・開発審査に係る費用及び関係法令に適合させるために必要な工事や各届出に係る一切の費用
  - ④公租公課（不動産取得税、固定資産税、消費税等）
- ※固定資産税につきましては、「小美玉市産業活動の活性化及び雇用機会の創出に関する条例(平成30年条例第2号)」に基づき、5年度分の固定資産税が免除される場合があります。
- ⑤施設の維持管理費等に要する費用
  - ⑥建物保険料
  - ⑦事業期間中における設備不良、破損等に係る修繕費用
  - ⑧敷地に存在する樹木等の維持管理に要する費用
  - ⑨その他、事業期間中に生じる全ての費用

※事業者の申し出により契約を解除する場合、提案者が建物等に投じた費用の全てを、市に請求することは出来ません。

## 6. 参加資格

### (1) 提案者の条件

本事業提案に参加できる者は、次の要件を全て満たす者としてします。

- ①提案者は、提案内容を実行する意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有する法人（企業、NPO法人等）とし、個人は提案者となることはできません。
- ②提案者は、単独又は共同体（複数の企業等により構成されたもの）とし、共同体で応募する場合には、参加表明時に提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。
- ③提案者は、事業化に向け必要となる市その他の関係機関等との協議、調整等を適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合等において柔軟な対応ができる者であることとします。

### (2) 参加資格要件

提案者は、次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。なお、資格要件は全て公募開始日時点とします。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（法人及びその他団体にあつては、その代表者又はその役員を含む。以下同じ。）
- ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始若しくは破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員及び同法第 32 条第 1 項に規定する暴力団関係者又は売払財産を暴力団の事務所又は活動の用に供しようとする者
- ④無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体若しくはその構成員又は売払財産を当該団体の事務所又は活動の用に供しようとする者
- ⑤国税及び地方税の滞納がある者
- ⑥市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人から指名停止措置を受けている者
- ⑦政治活動や宗教活動を主な目的としている者
- ⑧その他市長が適当でないとする者

## 7. 提案の応募

### (1) 提案募集及び応募スケジュール

スケジュールは、以下のとおりとします。ただし、各日程は都合等に合わせて適宜調整できるものとします。

内容	日程
募集要項の公表	令和7年2月26日(水)～3月28日(金)
現地見学・事前相談(質問)・図面閲覧受付期間	令和7年2月26日(水)～3月14日(金)
現地見学・事前相談(質問)・図面閲覧実施期間	令和7年3月3日(月)～3月21日(金)※随時
提出書類受付締切	令和7年3月28日(金)
参加資格審査・書類審査結果通知	令和7年4月上旬頃
提案審査(プレゼンテーション)	令和7年4月中旬頃 ※別途提案者へ通知
審査結果の通知・公表	令和7年4月下旬頃

### (2) 募集要項の公表

市ホームページからダウンロードしてください。書面での交付は行っておりません。

※URL：<https://www.city.omitama.lg.jp/0051/info-0000011340-0.html>

### (3) 現地見学

- ・現地見学を希望する場合は、3日前までに下記申請フォームにてお申込みください。
- ・本見学会への参加は任意です。参加により、公募において何らかの優位性が付与されるものではありません。ただし、不参加の場合でも現状有姿の確認はされたものとします。
- ・カメラ等による撮影を認めますが、本公募に係る検討以外の目的による使用及びSNSやホームページ等への掲載を禁止します。
- ・申込み後に辞退する場合は、前日午後3時までに事務局までご連絡ください。

※現地見学申請フォーム：<https://logoform.jp/f/MrJbl>

### (4) 事前相談(質問)及び回答

- ・募集要項に関して不明な点がある場合は、下記申請フォームにてご質問ください。
- ・事前相談(質問)に対する回答は随時市ホームページで公開します。
- ・回答の公表をもって、募集要項の追加、修正及び解釈に関する補足とします。
- ・質問の際は、アイデア保護等の観点から公表に支障のある内容についてご注意ください。
- ・質問者の所属氏名等は公表しません。また、単なる意見の表明と解されるものについては、回答しません。

※事前相談(質問)申請フォーム：<https://logoform.jp/f/iUqjS>



### (5) 図面の閲覧

- ・ 閲覧を希望する場合は、3日前までに下記申請フォームにてお申込みください。
- ・ 図面は提案事業を検討するための参考資料であり、現状と相違がある場合は現状を優先します。
- ・ 図面の貸与及び複写はできません。
- ・ 図面に関する質問等は受け付けません。提案者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、提案者自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

※図面閲覧申請フォーム：<https://logoform.jp/f/8NZ1X>

## 8. 提案の方法

### (1) 提出書類

提案者が提出する書類及び提出部数は、次のとおりです。各様式については、市ホームページからダウンロードできます。

名称	書式等	提出方法
参加申込書兼誓約書	様式第1号	申請フォーム、郵送、持参
提案者に関する基本事項	様式第2号	
提案書	様式第3号 ※提案書に添付する書類については、任意様式とし、A4サイズ、表紙と目次を含め15ページ以内とします。	
直近3年間の財務諸表	賃借対照表、損益計算書等、提案者の経営状況等が分かる書類	
紹介パンフレット等	提案者である法人等について分かるもの	
商業、法人登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	交付から3か月以内のもの	郵送、持参
国税及び地方税の納税証明書	過年度分も含め未納がないことを証明するもので交付から3か月以内のもの	

### (2) 提出書類の受付

- ①提案者は、提出書類を受付期間内に下記申請フォーム及び事務局まで郵送又は持参により提出することとします。
- ②提出書類の受付期間は、令和7年3月28日(金)までとします。
- ③持参により提出する場合の提出時間は、市役所開庁日(平日)の午前9時から午後5時までとし、土日祝日は受付できません。郵送の場合は、提出書類の受付期間最終日必着とします。

※参加申込フォーム：<https://logoform.jp/f/mFhAX>

(3) 提案書については、以下の点に留意した上で作成してください。

項目	内容
事業の名称	・ 事業内容を端的に表現する事業名称
事業概要	・ 提案事業の内容 ・ 事業スキーム、手法 ・ 利活用者が持つノウハウ ・ 利用形態、現状、一部解体、建て替え
スケジュール、事業期間	・ 事業計画、提案事業を開始するまでのスケジュール ・ 事業を希望する年数、時期
事業収支計画	・ 概算事業費（事業期間総額、内訳） ・ 事業資金の調達方法
地域の活性化等	・ 地域振興につながる事 ・ 社会貢献、地域連携活動（実績及び内容、件数等）
過去の実績	・ 提案に関連する事業のこれまでの実績等 ・ 茨城県内での類似事例の実績等

#### (4) 提出書類の取扱い

- ①提出された提案書類等の著作権は提案者に帰属するものとします。
- ②提案書類等の内容等については、審査結果の公表において、提案者が特定されない範囲かつ本市が必要と認める範囲で公表できるものとします。ただし、下記④の内容は除きます。
- ③契約候補者の提案書類については、本市が必要と認める範囲で契約候補者の同意を要することなく使用できるものとします。ただし、下記④の内容は除きます。
- ④提案書類に関して本市が知り得た事項のうち、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるなどの理由により、秘密を要すると応募者から申出のあった事項については、その内容を他に漏らさないものとします。
- ⑤本市は、提案書類の取扱い及び保管にあたっては十分注意しますが、不測の事態により生じた損害等については責任を負いません。
- ⑥提案書類の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとします。
- ⑦提案書類の内容は公にすることにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することのないよう慎重に扱うものとし、原則として上記②・③以外はホームページ等での公表はしないものとします。ただし、小美玉市情報公開条例(平成18年条例第10号)に基づき開示請求があったときは、非開示情報を除いて、開示請求者に開示します。
- ⑧提出された書類は一切、返却しません。
- ⑨誤字等を除き、提案書類提出後の内容変更及び追加は原則として認めません。ただし、やむを得ない事情があると本市が判断した場合には内容変更及び追加を認めることがあります。

## (5) その他

- ①添付ファイルは1ファイル10MBまでとします。なお、10MBを超える場合は、大容量ファイル送信サービス(ギガファイル便、ファイアストレージ等)を用いてください。ただし、オンラインストレージはセキュリティ上対応不可のため注意してください。
- ②1提案者につき1提案とします。
- ③提案に際して使用する言語は日本語、使用する単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨は円を使用してください。
- ④本市が提供する資料等は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

## 9. 提案の審査方法

### (1) 参加資格審査・書類審査〈一次審査〉

本募集要項に基づき、参加条件に対する適合の可否について書類審査を行います。参加条件は、前述の「4. 提案の条件」、「5. 参加資格」に記載のある条件とし、事務局で審査します。なお、提案者が4者以上の場合は、提出された提案書等により、「8(3) 審査基準」を基に、一次審査(書類審査)を事務局で行います。原則として一次審査の上位3者を選定します。その場合は、電子メールにより一次審査の実施及び審査結果、プレゼンテーション実施日程等を通知します。

### (2) 提案審査(プレゼンテーション)〈二次審査〉

書類審査を通過した提案者について、審査委員会にてプレゼンテーション審査を実施します。審査委員会は提案内容の審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定します。審査委員会は、応募者の企業秘密及び知的財産等を保護する観点から非公開とし、議事内容も非公開とします。

#### ①開催日時、場所

- ・日時：令和7年4月中旬頃 予定
- ・場所：小美玉市役所 本庁

※開催日時、場所は決定次第、一次審査通過者へ通知します。

#### ②提案内容の説明

- ・提案内容のプレゼンテーション：15分
- ・審査委員によるヒアリング：15分

#### ③出席者

- ・5名以内

#### ④その他

- ・パソコンを持参し使用可能(プロジェクター、スクリーンは市が準備)
- ・当日の資料は、提案書提出時の資料(提案書添付書類)を使用してください。

### (3) 審査基準

審査項目	審査の視点	点数
事業遂行体制及び信頼性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な事業計画であるか。</li> <li>・ 資金計画が適切に計画されているか。</li> <li>・ 提案内容の運営が可能な組織体制を有しているか。</li> <li>・ 経営状態が健全であり、安定して事業を継続できるか。</li> </ul>	20
提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資金調達方法等が適切であるか。</li> <li>・ 事業開始までのスケジュールが具体的で妥当性があるか。</li> <li>・ 県内において類似事業等の実績を有しているか。</li> <li>・ 各種法令に適合しているか、支障となる事項はないか。</li> </ul>	30
提案内容の独自性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設マネジメントに寄与し、事業者独自のノウハウ、アイデアがあるか。</li> <li>・ 独自性のある創意工夫のなされた提案がなされているか。</li> </ul>	20
市の施策への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新まちづくり構想に沿った提案となっているか。</li> <li>・ 本市のまちづくりへの波及効果が期待できるか。</li> </ul>	10
地域の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域振興につながる提案であるか。(地元雇用、定住人口、交流人口等の増加、地元産品の活用、地元企業との連携 等)</li> <li>・ 地域の住環境等に影響がないか。</li> <li>・ 地域との交流や連携を大切にしているか。</li> <li>・ 地域の理解を得られる提案であるか。</li> </ul>	20

### (4) 審査方法

- ・ 各委員の合計点が、最も高い事業者を最優秀提案者とします。
- ・ 次に合計点が高い者を次点提案者に選定します。
- ・ 最高得点者が複数となった場合、審査委員会の協議により最優秀提案者を決定します。

### (5) 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページで公表するほか、提案者に対して電子メールにて通知します。グループで応募した場合は、代表となる提案者に通知します。

公表する内容は次のとおりです。

- ①最優秀提案者：事業者名称・事業内容・評価点
- ②その他：評価点

なお、評価結果についての異議申し立てには応じません。

### (6) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみであった場合も、最優秀提案者を決定するための審査を実施します。



## 10. 失格要件

次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがあります。

- ①提出書類等が、本募集要項の記載方法及び提出方法等に適合しない場合。
- ②虚偽の内容が記載されている場合。
- ③選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。
- ④契約締結までの間に、6（2）参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ⑤その他、本募集要項に違反すると認められた場合。

## 11. 審査後の流れ

- ①最優秀提案者と基本協定（仮契約）を締結します。
- ②最優秀提案者は、基本協定（仮契約）締結から契約締結までの期間に、市と協議の上、地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催します。
- ③事業化に向けた協議が成立した場合は、事業化を決定し、市と契約（随意契約）を締結します。ただし、公有財産の無償譲渡や低額又は無償での貸付の場合、議会の議決を経た上での契約となりますので、議会の承認を得られない場合は事業化できません。

## 12. その他

- ①最優秀提案者に選定されたことにより、各種許認可等の審査が免除されるものではありません。関係法令・条例等の適用については、提案者自らの責任で関係機関に確認の上、適切に対応してください。
- ②現状有姿で引き渡しとなります。提案者は、本物件に含まれる建物、工作物及び建物に附帯する諸設備等が現状のままの契約となることを十分に理解し、これを使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとします。
- ③本募集要項に定めのない事項については、当事者間での協議により決定します。